

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
① 計画の名称	地域住宅計画（福島県地域第2期）
② 都道府県名	福島県
③ 計画作成主体	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
④ 計画期間	平成23年度～平成25年度
⑤ 計画の目標	「高齢者や子育て世帯に配慮した住まい及び災害に強く良好な住環境の整備を行うことにより、安全・安心で快適な地域社会を実現する。」 「公的な賃貸住宅の整備を行うことにより、原子力災害の影響により避難している子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する。」
2. 事後評価の内容	
⑥ 実施体制・時期	福島県において評価を行い、計画策定主体である58市町村へ照会した上で確定：平成27年3月
⑦ 事後評価の結果	<p>指標①：「福島県における住宅の耐震診断及び耐震改修の促進」 定義：住宅・土地統計及び事業実施状況をもとに算出する。 $(\text{住宅の耐震化率}) (\%) = (\text{耐震性能有住宅数}) (\text{戸}) / (\text{住宅総数}) (\text{戸})$ 評価方法：住宅・土地統計調査等の資料を用いた調査 結果：従前値：76%（20年度）⇒目標値：85%（25年度）⇒実績値：82% 結果の分析：目標を達成できなかった。 震災の影響による資材費・労務費の高騰や資材・労働者不足で計画のとおり実施することができなかったことが要因と考えられる。耐震改修補助度が平成25年度に創設されたこと、また、震災の影響等から、引き続き、耐震診断及び改修の普及啓発に努めていきたい。</p> <p>指標②：「福島県内の公営住宅におけるバリアフリー化率の向上」 定義：公営住宅の整備状況（住戸内の段差解消、手すり設置、廊下幅員確保）をもとに算出する。 $(\text{公営住宅のバリアフリー化率}) = (\text{バリアフリーに対応した戸数}) / (\text{管理戸数}) (\%)$ 評価方法：目標値と実績値との数値的判断 結果：従前値：19%（23年度）⇒目標値：20%（25年度）⇒実績値：21% 結果の分析：概ね計画どおり事業を実施した結果、目標を達成することができた。 今後も継続して、バリアフリー化工事を実施し、公営住宅の居住性向上を図りたい。</p> <p>指標③：「福島県内の公営住宅における外壁改修率の向上」 定義：公営住宅の外壁改修状況をもとに算出する。 $(\text{公営住宅の外壁改修率}) = (\text{過去20年以内に新築又は改修した中耐及び高層の住棟数}) / (\text{中耐及び高層の管理住棟数}) (\%)$ 評価方法：目標値と実績値との数値的判断 結果：従前値：44%（23年度）⇒目標値：56%（25年度）⇒実績値：53% 結果の分析：目標を達成できなかった。 一部事業について、震災の影響により計画のとおり実施することができなかったことが要因と考えられる。引き続き、外壁全面点検の結果を踏まえ、外壁改修工事を実施し、公営住宅の安全性向上を図りたい。</p>

<p>⑦事後評価の結果 (つづき)</p>	<p>指標④：「福島県内の公営住宅における下水道接続率の向上」 定義：公営住宅の下水道区域内住棟の接続状況をもとに算出する。 (公営住宅の下水道接続率) = (下水道に接続した棟数) / (下水道区域内住棟数) (%) 評価方法：目標値と実績値との数値的判断 結果：従前値:59% (23年度) ⇒目標値:63% (25年度) ⇒<u>実績値:65%</u> 結果の分析：概ね計画どおり事業を実施した結果、目標を達成することができた。 今後も継続して、下水道接続工事を実施し、公営住宅の居住性向上を図りたい。</p> <p>指標⑤：「水害が発生する恐れのある地域の面積の低減」 定義：水害が発生する恐れのある地域の面積 (ha) 評価方法：目標値と実績値との数値的判断 結果：従前値:233ha (23年度) ⇒目標値:162ha (25年度) ⇒<u>実績値:174ha</u> 結果の分析：目標を達成できなかった。 震災の影響による資材費・労務費の高騰や資材・労働者不足で計画のとおり実施することができなかったことが要因と考えられる。引き続き、水害が発生する恐れのある地域の低減に努めていきたい。</p> <p>指標⑥：「福島県内の建築基準法における道路種別等の確定率の向上」 定義：道路情報登録閲覧システム入力状況をもとに算出する。 (道路種別等の確定率) = (道路情報登録閲覧システム入力路線) / (要道路情報登録閲覧システム入力路線 (18,983 路線)) 評価方法：目標値と実績値との数値的判断 結果：従前値:34% (23年度) ⇒目標値:80% (25年度) ⇒<u>実績値:52%</u> 結果の分析：目標を達成できなかった。 入力路線数が膨大であり、精査・入力に時間を要することが要因と考えられる。引き続き、道路種別等の確定率の向上に努めていきたい。</p>
<p>⑧ 結果の公表方法</p>	<p>県のホームページに公表</p>
<p>3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等</p>	
<p>⑨ 今後の住宅施策の取組への反映</p>	<p>「福島県における住宅の耐震診断及び耐震改修の促進」、「福島県内の公営住宅におけるバリアフリー化率、外壁改修率及び下水道接続率の向上」、「水害が発生する恐れのある地域の面積の低減」については、平成 26 年度から開始する福島県地域住宅計画（福島県地域第 3 期）においても目標に掲げ、継続し事業を実施していく。</p>
<p>⑩ その他</p>	<p>特になし</p>

※この事後評価は社会資本総合整備計画（地域住宅計画）：福島県における安全で安心できる快適な住まいとまちづくり／地域住宅計画（福島県地域第 2 期）について行ったものである。